

ゴルフ場使用農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指針 (45項目)

(環境庁水質保全局長通知 H2.5環水士77)

(改正 H3.7環水士109・H4.12環水士187・H9.4環水士100・H13.12環水士234)

農 薬 名		暫定指導指針値 (mg/l)
殺 虫 剤	アセフェート	0.8
	イソキサチオン	0.08
	イソフェンホス	0.01
	エトフェンプロックス	0.8
	クロルピリホス	0.04
	ダイアジノン	0.05
	チオジカルブ	0.8
	トリクロルホン (DEP)	0.3
	ピリダフェンチオン	0.02
	フェントロチオン (MEP)	0.03
殺 菌 剤	アゾキシストロビン	5
	イソプロチオラン	0.4
	イブロジオン	3
	イミノクタジン酢酸塩	0.06(イミノクタジンとして)
	エトリジアゾール (エクロメゾール)	0.04
	オキシ銅 (有機銅)	0.4
	キャプタン	3
	クロロタロニル (TPN)	0.4
	クロロネブ	0.5
	チウラム	0.06
	トルクロホスメチル	0.8
	フルトラニル	2
	プロピコナゾール	0.5
	ペンシクロン	0.4
	ホセチル	23
	ポリカーバメート	0.3
メタラキシル	0.5	
メプロニル	1	
除 草 剤	アシュラム	2
	ジチオピル	0.08
	シデュロン	3
	シマジン (CAT)	0.03
	テルブカルブ (MBPMC)	0.2
	トリクロピル	0.06
	ナプロパミド	0.3
	ハロスルフロンメチル	0.3
	ピリブチカルブ	0.2
	ブタミホス	0.04
	フラザスルフロン	0.3
	プロピザミド	0.08
	ベンスリド (SAP)	1
	ペンディメタリン	0.5
	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.8
	メコプロップ (MCP)	0.05
メチルダイムロン	0.3	